

## 知多北部広域連合事務分掌規則

(平成11年6月1日 規則第2号)

改正 平成12年3月31日規則第3号

改正 平成13年3月30日規則第3号

改正 平成14年3月15日規則第4号

改正 平成18年3月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合事務分掌条例（平成11年知多北部広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、係の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 条例第2条に規定する課に次の係を置く。

(1) 総務課

庶務係

広域調整係

(2) 事業課

資格管理係

認定係

給付係

(係の分掌事務)

第3条 前条に定める係の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長、課に課長及び課長補佐、係に係長及び主事を置く。

2 必要により、事務局に次長、課に主幹、係に主査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、広域連合の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長の職務を補佐する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、課員を指揮監督する。

- 4 主幹は、上司の命を受け、課の事務を分担処理し、その事務に関して所属職員を指揮監督する。
- 5 課長補佐は、課長又は主幹の職務を補佐する。
- 6 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 7 主査は、係長を補助するとともに、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 8 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(新規発生事務等の分掌の決定)

第6条 新たに事務が発生した場合又は分掌事務の内容について疑義が生じた場合は、事務局長が関係課長と協議して決定する。

附 則

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課	係	分 掌 事 務
総務課	庶務係	(1) 職員の身分、給与その他人事に関する事 (2) 予算、決算その他財務に関する事 (3) 文書の收受及び発送に関する事 (4) 公印の保管に関する事 (5) 公告式に関する事 (6) 財産（基金を含む。）の管理及び処分に関する事 (7) 情報公開に関する事 (8) 個人情報保護に関する事 (9) 出納に関する事 (10) 選挙管理委員会に関する事 (11) 監査に関する事 (12) 議会に関する事 (13) 他の課・係の所管に属しない事
	広域調整係	(1) 広域連合規約に関する事 (2) 広域計画に関する事 (3) 広域連合会議に関する事 (4) 広報に関する事 (5) 介護保険サービスの提供基盤整備方策の検討に関する事 (6) 関係市町との連絡調整に関する事
事業課	資格管理係	(1) 被保険者の資格管理に関する事 (2) 被保険者証の交付及び更新に関する事 (3) 保険料の賦課に関する事 (4) 保険料の徴収に関する事 (5) 保険料の督促及び滞納処分に関する事 (6) 保険料の減免に関する事 (7) 電子計算機システムの運用管理に関する事 (8) 電子計算機のオペレーションに関する事 (9) 電子計算機のネットワークに関する事 (10) 他の係の所管に属しない事
	認定係	(1) 要介護・要支援認定申請及び決定に関する事 (2) 介護認定調査員の確保及び調整に関する事 (3) 主治医の意見書に関する事 (4) 介護認定審査会の運営に関する事 (5) 受給者台帳の作成管理に関する事 (6) 要介護認定等に関する情報開示・提供制度に関する事
	給付係	(1) 介護保険事業計画に関する事

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(2) 保険給付に関する事。</li><li>(3) 特別給付及び保健福祉事業に関する事。</li><li>(4) 第三者行為求償事務に関する事。</li><li>(5) 介護保険サービス事業者に関する事。</li><li>(6) 地域支援事業に関する事。</li></ul> |
|--|--|